

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	特別障害者手当等の受給資格の認定		
根拠法令及び条項	特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年7月2日法律第134号）第19条、第26条の5		
審査基準	有(第3条第1項に該当する場合を含む。) 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 する しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】( 審査基準を公表する場合のみ記載すること。 ) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第2条、第17条、第26条の2 別紙のとおり 特別児童扶養手当等の支給に関する施行令第1条(別表第1、別表第2) 別紙のとおり 障害児福祉手当及び特別障害者手当の障害程度認定基準について（昭和60年12月28日 社更第162号 厚生省社会局長通知） 上記通知は、担当課に備え置く。		
審査基準 設定年月日	昭和60年12月28日	審査基準 最終変更年月日	平成28年4月14日
標準処理期間	有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( 60日 ) 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成30年1月5日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 障がい福祉課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## **障害児福祉手当**

### **【基準法令】**

#### **特別児童扶養手当等の支給に関する法律**

(用語の定義)

第二条 この法律において「障害児」とは、二十歳未満であつて、第五項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある者をいう。

2 この法律において「重度障害児」とは、障害児のうち、政令で定める程度の重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする者をいう。

(支給要件)

第十七条 都道府県知事、市長(特別区の区長を含む。以下同じ。)及び福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する重度障害児に対し、障害児福祉手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 障害を支給事由とする給付で政令で定めるものを受けるとき。  
ただし、その全額につきその支給が停止されているときを除く。

二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)に規定する障害児入所施設その他これに類する施設で厚生労働省令で定めるものに収容されているとき。

#### **特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令**

(法第二条第二項、第三項及び第五項の政令で定める程度の障害の状態)

第一条 特別児童扶養手当等の支給に関する法律(以下「法」という。)第二条第二項に規定する政令で定める程度の重度の障害の状態は、別表第一に定めるとおりとする。

#### 別表第一(第一条関係)

- 一 両眼の視力の和が〇・〇二以下のもの
- 二 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの

- 四 両上肢のすべての指を欠くもの
  - 五 両下肢の用を全く廃したもの
  - 六 両大腿<sup>太もも</sup>を二分の一以上失つたもの
  - 七 体幹の機能に座っていることができない程度の障害を有するもの
  - 八 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
  - 九 精神の障害であって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
  - 十 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
- (備考) 視力の測定は、万国式試視力表によるものとし、屈折異常があるものについては、矯正視力によって測定する。

## **特別障害者手当**

### **【基準法令】**

#### **特別児童扶養手当等の支給に関する法律**

(用語の定義)

#### **第二条**

3 この法律において「特別障害者」とは、二十歳以上であつて、政令で定める程度の著しく重度の障害の状態にあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする者をいう。

(支給要件)

第二十六条の二 都道府県知事、市長及び福祉事務所を管理する町村長は、その管理に属する福祉事務所の所管区域内に住所を有する特別障害者に対し、特別障害者手当(以下この章において「手当」という。)を支給する。ただし、その者が次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- 一 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)に規定する障害者支援施設(次号において「障害者支援施設」という。)に入所しているとき(同法に規定する生活介護(次号において「生活介護」という。)を受けている場合に限る。)
- 二 障害者支援施設(生活介護を行うものに限る。)に類する施設で厚生労働省令で定めるものに入所しているとき。
- 三 病院又は診療所(前号に規定する施設を除く。)に継続して三月を超えて入院するに至ったとき。

#### **特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令**

(法第二条第二項、第三項及び第五項の政令で定める程度の障害の状態)

#### **第一条**

2 法第二条第三項に規定する政令で定める程度の著しく重度の障害の状態は、次に定めるとおりとする。

- 一 身体の機能の障害若しくは病状又は精神の障害(以下この項において「身体機能の障害等」という。)が別表第二各号の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等以外の身体機能の障害等がその他の同表各号の一に該当するもの

- 二 前号に定めるもののほか、身体機能の障害等が重複する場合(別表第二各号の一に該当する身体機能の障害等があるときに限る。)における障害の状態であつて、これにより日常生活において必要とされる介護の程度が前号に定める障害の状態によるものと同程度以上であるもの
  - 三 身体機能の障害等が別表第一各号(第十号を除く。)の一に該当し、かつ、当該身体機能の障害等が前号と同程度以上と認められる程度のもの
- 3 法第二条第五項に規定する障害等級の各級の障害の状態は、別表第三に定めるとおりとする。

別表第二(第一条関係)

- 一 両眼の視力の和が〇・〇四以下のもの
- 二 両耳の聴力レベルが一〇〇デシベル以上のもの
- 三 両上肢の機能に著しい障害を有するもの又は両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障害を有するもの
- 四 両下肢の機能に著しい障害を有するもの又は両下肢を足関節以上で欠くもの
- 五 体幹の機能に座っていることができない程度又は立ち上がることができない程度の障害を有するもの
- 六 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障害又は長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であつて、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
- 七 精神の障害であつて、前各号と同程度以上と認められる程度のもの  
(備考) 別表第一の備考と同じ。